

富良野市建設関係手数料条例の一部を改正する条例
 富良野市建設関係手数料条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(略)				(略)			
11 法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料		15,800円と現に存する建築物（附属建築物を除く。）の数に13,500円を乗じて得た額との合計額	11 法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料		15,800円と現に存する建築物（附属建築物を除く。）の数に13,500円を乗じて得た額との合計額
11の2 概要書の写しの交付	概要書複写交付手数料	申請1件につき	400円				
11の3 建築確認等台帳記載事項証明書の交付	台帳記載事項証明書交付手数料	申請1件につき	500円				
(略)				(略)			